

入れず國を見事に持なすは、心一つに可依候事、

一 諸沙汰直奏の時、理非少もまげられ間敷候、若役人私を致すの由被聞及候は、同罪に堅く可被申付候、諸事うつろせきんこうに沙汰致し候へば、他國の惡黨等い、やうにあつかひたるも不苦候、猥敷所を被知候へば、從他家手に入る、ものにて候有る高僧の物語せられ候は、人の主人は不動愛染の如くたるべく候、其故は不動の劔を提、愛染の弓箭を持たれたる事、全く突にあらず、惡魔降伏の爲に候て、内には慈悲深重也、人の主も能をば勧め、惡をば退治し、理非善惡を正しく別べき者也、是をぞ慈悲の殺生とは申候はんすれ、縦ひ賢人聖人の語を學したりとも、心偏にては不可然候、論語に、君子不重則不威など、あるを見て、偏に重きばかりと心得ては、惡かるべく候、可重も可整も時宜時刻によつて、其振舞の要に候、此條々大形に思はれては無益候、入道一孤半身に、て、不思議に國を取により、以來晝夜目をつながず工夫致候、或時は諸國の名人を集め、其語を耳に挟み、于今如此候、相構て於子孫、此草書を守られ候は、朝倉の名字可相續候、末々において、我儘に被振舞候は、慥に後悔可有之候也、

○按ズルニ、此文又朝倉敏景十七箇條、朝倉始末記等ニ見エテ異同アリ、今姑ク本書ニ據ル、
〔黒田家譜〕定則

一 國をたもつ主將は、格別の思慮なくては叶ひがたし、凡人と同じ様に心得べからず、先我身の行儀作法を正しくして、政道に私曲なく、萬民を撫育すべし、又我平日好む事を慎み撰ぶべし、主君の好む事は諸士も好み、百姓町人までも玩ぶものなれば、假初の輕き遊興たりとも、目にた、ぬ様にして、四民の手本となる事、片時も忘るべからず、凡國主は常に仁愛にして、讒を信せず、善を行ふを以て務とすべし、政事は青天白日のごとく明白にして、深く思案をめぐらし、一事もあやまつべからず、文武は車の兩輪の如くなれば、かたくかけては立がたし、勿論治